

<p style="text-align: center; margin: 0;">特 集</p>
---

## コロナ禍における無形の民俗文化財の現状と課題

久保田 裕 道

本稿では、令和2年（2020）冬から春にかけて始まった、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染下における日本の無形の民俗文化財について、いくつかの視点から述べてゆく。ただし「第15回無形民俗文化財研究協議会」もまた、「新型コロナ禍における無形民俗文化財」をテーマにオンライン配信（令和2年12月25日～令和3年1月31日）にて開催し、その内容は同協議会の報告書に掲載している。その中でコロナ禍における状況や問題点については様々な事例をもとに提示・検討しており、詳細についてはそちらを参照いただきたい。本稿ではその内容と重なりつつも、無形の民俗文化財における影響の特徴と懸念すべき課題を提示してみたい。なお本稿執筆段階では予定中の事例も多く、結果が確認できていないものも含まれている。あくまでも令和2年（2020）末段階での考察であることを断っておく。また本稿で扱う対象は、特記しない限り文化財指定の有無に関わらず、風俗慣習・民俗芸能・民俗技術を総称した「無形の民俗文化財」とするが、特に祭礼や民俗芸能など、地域コミュニティが主体となって観客を交えて行うものを「民俗行事」と呼び、主たる対象とした。

### 1. 疫病退散の民俗行事

最初に、無形の民俗文化財のもつ意味を考えるために、その目的について考えておきたい。多くの祭礼や民俗芸能等の民俗行事が、いわゆる「疫病退散」を目的に行われてきたことはよく知られている。本コロナ禍において「アマビエ」という妖怪の絵が脚光を浴びたのも、そうした疫病退散の民俗に連なる出来事であった。アマビエ自体は幕末に肥後国に出現したとされる予言獣的な存在であり、疫病の流行を予言し、自らの絵でそれを防ぐことができる旨の話を説いたとされる怪異譚である。これが瓦版に載ったことで当時流行し、昭和59年（1984）には漫画家の水木しげるによって描かれ、その後のテレビアニメーション「ゲゲゲの鬼太郎」においてキャラクター化されたことで、現代にも広く知られるようになった。こうした予言獣には、アマビエに限らず、アマビコやヤマワラワ（山童）、クダン、富山のクタベといった類似譚も存在する。またこれを絵に描くことで疫病退散の利益が得られるという慣習は、いわゆる「辟邪絵」として平安時代末期～鎌倉時代にまで遡ることができる。奈良国立博物館所蔵の国宝の辟邪絵は、疫病や禍の源をなす疫鬼を退治する善神が描かれたものである。

しかしこの事例を持ち出すまでもなく、多くの民俗行事は五穀豊穡とともに疫病退散の願いによっ

て成り立ってきたといっても過言ではない。中でも平安時代に始められた「祇園御霊会」は疫病と死者の怨霊を鎮めることを目的としており、その後に祇園祭として定着するとともに、全国の夏祭りのルーツともなった。基本的に旧暦6月15日に各地で行われる夏祭り（天王祭）は、疫病を始めとする厄災を払うこの祇園系の祭礼である。さらにはその1か月後に行われる盆行事でもまた、先祖供養・死者供養とともに、厄災をもたらす無縁仏を送り出す儀礼が行われている。疫病のみならず天災なども多発する夏季に、こうした行事を行うことが、日本文化を形成する重要な要素ともなり得ていた。特に、こうした行事の中で、「風流踊り」や「山・鉾・屋台行事」などが生み出されきたわけである。

しかし、決して夏のみが疫病をもたらす季節ではなかった。冬季の流行が顕著なインフルエンザも、平安時代に既に記録に表れており、伝統的な感染症であったことが伺える<sup>1)</sup>。インフルエンザに限ったものではないが、藁や紙で作った人形を村境まで送り出すことで疫病を避ける「風（風邪）の神送り」が、江戸時代には2月8日などに行われていた。2月8日は「コト神送り」などの儀礼でも知られるように、疫神を追い払う儀礼が多く見られるが、総じて夏祭りのような派手で大規模なものではなかった。このあたりは、なぜそうした差異が生まれたのか検討する必要がある。疫病退散の民俗行事といえば、医学が発達していなかった時代の因習といったイメージで捉えられがちだが、病気の種類や季節に応じた民俗行事も存在していたと考えるべきではなかろうか。

ここで一つ、具体的な事例を挙げてみたい。神奈川県箱根町と静岡県御殿場市一帯に伝承される、「湯立獅子舞」（「神楽」という呼称もあるが本稿では湯立神楽で統一する）である。この湯立獅子舞は、太神楽系の獅子舞でありながら、獅子自身が大釜で湯立てを行うというものである。そしてこの獅子舞の多くが、伝染病の流行とともに始められたという伝承を有しているのである。例えば御殿場市東山地区では、文久2年（1862）に流行していたコレラの退散を願って御殿場村の医師に教わったという。この年のコレラは、世界的なパンデミックに起因する「安政コレラ」に続く大流行で、全国で56万人が感染したとされる。このコレラは、明治期にも2～3年間隔で流行し、明治12年（1879）、19年（1886）には特に多くの死者を出している。コレラは衛生環境に左右されることから夏に流行する傾向があり、海外からもたらされた新たな感染症ながら、まさに夏の疫病であった。それゆえ、夏祈禱を行っていたこの地域の獅子舞が、効果を求められることになったのであろう。加えて、コレラは空気感染ではなく経口感染症であるために、流行時に獅子舞が訪れても感染拡大につながることはない。

一方、箱根町宮城野地区の創始伝承は、明治15年（1882）の疱瘡流行時である。その後一旦休止するが、大正9年（1920）1月、世界的なパンデミックの「スペインかぜ」が宮城野に及んだ際に復活している。神社に納められていた獅子頭が突如落下し、その音が集落内に響き渡るとともに、当時の青年団長の夢枕に白髪の老人が現れて獅子舞の復活を促したのだという。このとき行われたのは、いわゆる「風の神送り」的なもので、獅子舞を演じて疫神を杉の葉の輿に移し、これを村境で送り出した。御殿場市でも板妻地区が、昭和2～3年（1927～28）のインフルエンザパンデミック「世界かぜ」流行時に湯立獅子舞を再々開させている。

変わったところでは、箱根町の仙石原地区で、昭和4年（1929）にジフテリアの流行によって十数名の幼児が亡くなった際に、廃れていた公時神社の祭礼を復活させて湯立獅子舞を実施した。公時神

社は地区の氏神とは異なるが、足柄山の金太郎（坂田金時）伝説に基づく神社であり、時を同じくして金太郎伝説に基づく「宿り石」が割れるという事件が加わって、祭りの必要性が説かれた。

このように幕末以降、さまざまな感染症が疫病退散儀礼の対象となり、その中で湯立獅子舞が用いられてきた。その方法は基本的には湯立ての祈祷なのであるが、いわゆる風の神送りのような疫病退散儀礼を応用したものも含まれている。いずれにしても、獅子舞と



宮城野の湯立獅子舞「おかがりの舞」  
(神奈川県箱根町宮城野) 2020年7月14日

いう芸能の持つ攘災機能が疫病退散に向けられたものといえよう。こうした基本的な信仰観念と、状況に応じて方法を変える臨機応変な伝承形態とが、日本の民俗行事の根幹に根付いていたわけである。

そうした伝統に基づくためなのか、コロナ禍の令和2年（2020）7月の宮城野地区の湯立獅子舞（諏訪神社天王祭）は、制限を設け省略した形ながらも実施の運びとなった。決定が為されたのは、6月6日の話し合いの席であり、関係団体との協議の上、無観衆・最小関係者・保存会のみでの規模縮小で催行することが決められた。平時であれば、青年部が演者の中核を担うが、青年部員は参加自粛が求められ、祭礼前の夏稽古もなくなった。

結果的に行われたのは、最低限に減らした獅子舞と神事であった。祭礼前日の7月14日宵宮では、通常「おかがりの舞」と呼ばれる2演目が舞われるが、これは例年通り行われた。その後、地区の3か所の「大辻」と11か所の「小辻」において「辻締め」という祈祷を行うが、大辻では例年であれば獅子舞が舞うものを省略。そして翌15日の祭礼では、まず早朝「十二舞」と称して演じられる3演目が中止。午後になって行われる湯立獅子舞の中心的行事である6演目が1演目のみに規模縮小。しかも大釜で湯を沸かせる湯立祈祷自体が中止となった。ただしこれには感染症以外の要因もあった。一年前の令和元年（2019）にこの地域を襲った台風19号によって、境内地の多くが崩落し、湯立てを行っていた区域が失われていたためである。コロナ禍がなかったとしても、境内での湯立は不可能であった。そして諏訪神社での奉納の後には、地区内の「末社回り」も行われ、本来ならそこでも獅子舞が2演目ずつ演じられるが、これも獅子舞は省略された。

このように、実際にはごく僅かな演目しか演じず、それも平時であれば舞わないベテラン層が演じ、子どもも青年も参加しなかったものの、それでも獅子舞を演じることに意義を見出していたことには違いない。あるベテランの伝承者は、実施の是非ではなく、どうすれば実施できるのかということから検討を始めたという。

また箱根には仙石原地区にも同様の湯立獅子舞があるが、こちらは例年3月27日の例祭で披露されている。令和2年（2020）は、緊急事態宣言が出される直前のタイミングではあったが、こちらも実施された。ただし、同地区内の公時神社でも5月5日の祭礼で湯立獅子舞が奉納されるが、さすがに

こちらは中止となった。それでも、両地区ともコロナ禍ながら実施したというのは、疫病退散とともに始められた民俗芸能だからこそその判断だったのかもしれない、さらには伝承者が開催に向けた強い思いを持っていたからこそ実現することができたのであろう。

疫病に対して効用があるのかどうかという問題は信仰の範疇だが、少なくとも民俗行事が人々の不安な心を落ち着かせる効用があることは、東日本大震災の後に証明されている。もちろん開催することのみを推奨するわけではないが、多くの民俗行事が「不要不急」を突き付けられる中で、こうした事例を共有した上で考えていくことが重要であろう。

## 2. コロナ禍における無形民俗文化財の状況

令和2年(2020)のコロナ禍の中で、無形の民俗文化財がどのような状況にあったのか、新聞やインターネット記事などからまとめてみたい。ただしその数は膨大で、全体像を捉えることは不可能であり、恣意的な事例の選択にならざるを得ない。それでも凡その傾向は捉えることができよう。

全体的な経緯から確認しておけば、さまざまな行事が中止・延期を検討するようになったのは、2月頃であった。この段階では未だ「3月になって暖かくなれば終息に向かうであろう」という期待があって、中止・延期への躊躇が見られた。しかし3月2日から全国の学校が臨時休業することが決まると、民俗行事も追従する動きが出てきた。ちょうど学校休業の発表がなされた2月27日に、滋賀県で実施されていた「おこない」行事が一夜にして変化してしまった様子を、矢田直樹氏が述べておられる<sup>2)</sup>。こうして春休み期間の民俗行事などは、次々と中止されていった。やがて4月7日に国の最初の「緊急事態宣言」が発令。その後の期間延長も含め、解除に至ったのは5月25日であった。この緊急事態宣言によって、あるいは感染症流行の長期化が予測されるようになり、4月頃から夏の行事の中止も決められていった。

「青森ねぶた祭」(8月2～7日開催)は4月8日(時事ドットコム)、「仙台七夕まつり」(8月6～8日開催)は4月10日(時事ドットコム)に、「秋田竿灯まつり」(8月3～6日開催)は4月13日(時事ドットコム)に中止を決め、いわゆる東北三大夏祭りはすべて中止となった。さらに日本三大祭りの一つとも言われる大阪の「天神祭」(6月下旬～7月25日開催)は4月10日に一番の見どころである船渡御と奉納花火の中止を決め、神事のみにも留めることとなった(朝日新聞デジタル)。「徳島市阿波踊り」(8月12～15日開催)は、4月21日に中止を発表した(時事ドットコム)。「博多祇園山笠」(7月1～15日開催)は、4月4日の総務会で1年延期の提案が出され、同月20日の総会で決定した。1年延期というのは中止を意味するが、わざわざ延期という言い方をしているのは、1年ごとに繰り上げている山笠の順位を翌年に反映させるためである。なお7月15日には関係者のみで神事を行っている。

一方、「三社祭」として知られる「浅草神社例大祭」(5月第3金曜～日曜開催)は、開催延期を5月1日に発表している(浅草神社奉賛会)。この時点では10月16日～18日への延期であり、当初日程であった5月18日には神事として「新型コロナウイルス感染終息祈願祭」と「浅草神社例大祭延期奉告祭」を行っている。これは推測でしかないが、三社祭は、東日本大震災の折に率先して中止を決め

たために、全国の祭礼が追従したという話がある。あるいはそうした影響力も考慮した上での延期という判断だったのかもしれない。なお10月になってもコロナ禍は終息していないため、神輿は3基あるうちの1基のみをトラックに載せて巡幸、浅草寺での「金龍の舞」は無観客で奉納された。

このように大規模祭礼の中止が決まっていったのが、緊急事態宣言の期間であった。もちろん小規模な民俗行事も対象となっていたのであろうが、報道発表までには至らなかったであろう。例えば愛媛県今治市には「継ぎ獅子」と呼ばれる獅子舞が地区ごとに5月3～24日にかけて行われ、その予定が今治市のウェブサイトに掲載されていた。四月中にその一覧を定期的に見ていたが、団体ごとに日を追って「中止」の掲示が増えていき、ついには全団体が中止となった。団体ごとに周囲の団体の状況もみながら、苦渋の決断を迫られたのであろう。

さらに、ホールでの民俗芸能公演もまた中止を決めていった。早い事例としては、東京都では4月18・19日に「世界無形文化遺産フェスティバル2020」を開催し、世界各地から芸能を招き日比谷公園の野外音楽堂で上演されるはずであったが、この中止は3月24日に報道発表された。実際の検討は感染が未だそれほど拡大していない時期から始められていたが、2月1日に感染者が確認されたダイヤモンド・プリンセス号のニュース以来、日本が中国に続く感染源のようなイメージを持たれていたことへの懸念もあり、日本招聘に対する主催者側の不安も中止の要因となっていた。実際にはその後世界的な渡航制限が始まり、海外からの招聘は現実的にも不可能となっている。

この世界無形文化遺産フェスティバルは、オリンピック開催を見据えた東京都の大規模な文化イベントであったが、例年開催している「東京都民俗芸能大会」（3月28・29日開催）もまた3月9日時点で中止が発表された。いまとなっては想像しにくいことではあるが、どちらのイベントも2月末段階では未だ開催の可能性を探っている状況であり、春になれば終息するのではないかという期待があった。なお、「第51回東京都民俗芸能大会—令和の安寧を祈って—」と題されたこの大会は、翌年3月27・28日に「第52回東京都民俗芸能大会—疫神祓いの芸能—」として開催されることとなった。中止を決めた時期には、第51回の出演団体をそのまま52回にスライドさせる計画であったが、その後コロナ禍の終息が見られないことから、出演団体を極力減らし、上演時間も短縮させての開催へと変更され、タイトルも疫神祓いとされるに至った<sup>3)</sup>。

そして例年秋に実施されている民俗芸能大会も、4月段階で中止・延期についての検討が始まった。全国を5ブロックに分けて開催されるブロック別の民俗芸能大会（文化庁後援）では、4月段階ではいずれも検討中ながら次のような方向性であったという<sup>4)</sup>。北海道東北ブロック（青森県・11月1日開催）、近畿東海北陸ブロック（富山県・11月8日開催）、中国四国ブロック（徳島県・10月18日開催）が中止の方向で、関東ブロック（群馬県・11月8日開催）と九州沖縄ブロック（大分県・11月8日）は開催の方向であったという。基本的にはブロック内の都道府県と文化庁との協議の上で決めるという前提であり、イベント業者の入札を行う6月には可否を決定するという流れであった。結果的に実施されたのは、大分県中津市開催の九州沖縄ブロックのみとなった<sup>5)</sup>。

また全国大会として知られる日本青年館の「全国民俗芸能大会」もまた6月の企画委員会において、中止が決定された。代替企画が何かできないかと模索され、映像コンテンツの公開が打診された

ものの、日本青年館側の都合もあり、実現には至らなかった。

このように民俗行事もイベントも中止を決めていく中で、こんな時だからこそ何かできないかと模索する動きも現れ始めていた。これは特に、九年前の東日本大震災における教訓があったのかもしれない。平成23年（2011）4月から夏にかけての時期にも、全国の多くの祭礼などが自粛を選択した。被災地で開催された花見イベントをめぐって、インターネットは炎上している。しかし一方で瓦礫の中から道具を拾い出し、なんとかして地域の民俗行事を復活させたいと願う被災者の姿も、多くの共感を集めた。

そうした意義をコロナ禍でも見出そうとする動きも、目立たない形ではあったが現れていたのである。早い段階の事例としては、岩手県の「鬼剣舞」が挙げられる。4月19日に北上市民俗芸能協会と北上鬼剣舞連合会とが主催した「疫病退散の舞」である。これは「北上鬼剣舞連合会・鬼匠会」に属する岩崎・滑田・御免町・谷地・相去・鬼柳・二子・口内・北藤根・黒岩・黒澤尻・飯豊・岩崎新田の十三団体が参加。さらに弟子団体として継承している県内の六原（金ヶ崎町）・湯本（西和賀町）、県外の札幌・函館・東京・京都・佐渡の団体にも呼びかけたという。具体的には各団体が、それぞれの場所で午後3時より一斉に演じるというもので、「疫病退散 無病息災」のお札も配布された。もともと鬼剣舞は供養の芸能でもあり、疫病退散と同時に感染症で亡くなった人を供養する意味合いも含まれていた。演目は、「一人加護」または「三人加護」と「一番庭」に限定。当時、岩手県は未だ一人の感染者も出ていなかったことから、実際の感染リスクは低いものの感染に対する危機感是非常に高い状況にあった。それゆえこの企画もほぼ秘密裏に進められ、観衆が集まることを避け、多くの人は後になってから報道やインターネット動画で知ることとなった。

このインターネットによる動画配信という方法は、その環境が東日本大震災時よりも格段に進歩していた。スマートフォンによる撮影・視聴とデータ通信や映像配信のシステム等、9年間の進化は大きかったといえる。この鬼剣舞以前でも、例えば3月27日に、鳥根県浜田市の西村神楽社中が、石見神楽のインターネットライブ配信を行っている。また青森のねぶた祭りでは、YouTubeを用いて囃子の「遠隔合奏」を配信することが、5月1日付のYahoo!ニュース（毎日新聞）で報じられている。この合奏を可能にしたのはZoomに代表されるオンラインツールの存在であろう。現在の通信環境ではどうしてもタイムラグが生じるため適さないとする向きもあるが、工夫によっては解決できるとする意見もある。

また自宅にいることを強要された緊急事態宣言中、さまざまな動画を使ったコミュニケーションが広がりをみせた。有名なところでは、3月27日に庄司智春が始めたツイッターでの「#ギャグつながり」、4月3日に星野源がインスタグラムで始めた「うちで踊ろう」などは、多くの参加と視聴を得た。伝統芸能系のリレー動画も多く登場しており、4月11日には「日本全国民謡つながりリレー」が始められ、6月9日に100人達成を遂げている。ただ、個人のみで演じることが難しいものが多い民俗芸能関係では、目立った追従はなかったが、例えば讃岐の獅子舞を応援し、東京でも東京讃岐獅子舞として活動をしている「獅子舞応援団」は、5月には「シシリレーで新型コロナを祓い清めよう！！」として獅子舞のリレー動画を企画した。10秒程度で演者全身から獅子を被って一押しの動きを演じるまでの動画を募集。その後も獅子舞伝承者によるズーム会議を企画したり、クラウドファン

ディングを行ったりするなど積極的な活動を見せている<sup>6)</sup>。

そしてもう一つ、コロナ禍の状況として挙げておきたいことがある。民俗行事などに対する人々の反応である。例えばその信仰的な部分について、どのように考えているのかという問題は、客観的に捉えることはなかなか難しい。特に、日本人の精神性として、熱烈な信仰ではないものの、うっすらとした信仰心とでも言うべき感情がある。通常ではそうした部分は表に出てきにくいのだが、東日本大震災の折にはそれが明確になっていた。「祭りが再開できてよかった」という漠然とした感情だったのかもしれないが、民俗行事のもつ精神性の部分が、肯定的に再認識される機会になったことは間違いない。

しかし今回のコロナ禍では、それが真逆な状況になりつつある。例えば京都の祇園祭開催をめぐって、市長のもとに反対意見が多く寄せられたという。祇園祭が疫病退散の祭りであることを知りながら、本当にそんなことを信じているのかという批判も多くあったという。

こうした信仰に対する攻撃は、特にインターネットのコメントでは容赦なく浴びせられるようになっていった。5月6日付けで「Yahoo! ニュース」(共同通信)に「熊野速玉大社でコロナ終息へ祈り『日本中が心を一つに挑んで』」という記事が掲載された。和歌山県新宮市の熊野速玉大社で、コロナ終息を願う祈願祭が行われたという記事である。これに対するコメントを見ると、「こういう時だからこそ。やれる人が・やれる場所で・やれることをするっていいことだと思いますよ」「いま重要なのは、『敬意・感謝・絆』である。」といった賛同が寄せられる一方で、批判的なコメントには次のようなものがあった。

- ・一部の自粛解除で都道府県のコロナウイルスに対する、たがが緩んで見える？
- ・各宗教・宗派で、それぞれコロナ退散の祈祷をさせ、効き目の無かったところから順に課税すればいい。
- ・この神社に限らず、各宗教団体は寄付やお布施はどんな時も貰っていますが、このようなコロナの時期に、例えば医療関係をはじめ困っている人たちへ寄付とか絶対にしないのはどうしてなのか？不思議でなりません。
- ・非科学的なお祈りで終息するなら科学的なワクチンの開発は要らないというのだろうか？

緊急事態宣言が続き中で、人々のストレスが高まり宗教に向けたヒステリックな批判の典型例ともいえるコメントである。5月3日の同じく「Yahoo! ニュース」(共同通信)には、真言宗の総本山である和歌山県の高野山金剛峯寺において、感染で亡くなった人を弔い日常生活を取り戻せるように「物故者追悼法会」と「早期終息祈願法会」を営んだという記事がある。この記事のコメントにも次のような批判が見られた。

- ・ここでクラスターが起きませんように在宅でお祈りします。
- ・平和な時は神や仏を慕うが、いざ有事になったら宗教なんかなんの役にも立たない。役に立つのは祈りではなく、医者に見守られ、マスクにワクチン。

さらに翌4日の「Yahoo! ニュース」(北日本新聞)には「大仏に巨大マスク、新型コロナ終息願う」というニュースが紹介されている。富山県高岡市の高岡大仏の顔に巨大マスクを取り付けたというものであった。このときのコメントでは、次のような批判がみられた。

- ・こういった街のさまざまなトピックスを取材するのも新聞社の務めではあると思うが、今は違うのではないかな？
- ・自己満足、自己アピールで、意味のない活動。
- ・作ってしまった巨大マスクを全否定はしないけど、それと同時に大仏の意味もアピールしてほしい。

いずれのコメントも、肯定的なものもある中での批判コメントであることを断っておきたい。しかし多かれ少なかれ、このような見解は全国的にみられたはずである。もちろん、祇園祭規模の都市型大規模祭礼ともなれば、極めて大規模な人の密集を危惧することは理解できる。しかしそうした主張が増えた際に行きつくところは、民俗行事に対する価値観の否定が蔓延することである。客観的なデータに基づいて述べるわけではないが、開催を否定する意見の中には、伝承者自身からのものも含まれていたという。民俗行事の中に潜む義務感や強制的な部分、あるいは世代間による見解の相違などさまざまな問題を反映した結果なのであろう。

こうした問題は一過性のものだと考えれば、心配する必要はない。伝承者によっては今回のコロナ禍で中止になったのは、単に一回休んだだけだと捉える意見もある。しかし、もしかしたら民俗行事のもつ精神性の部分が崩壊しつつあるのではないかと、結果的にポストコロナにおいて伝承が途絶えてしまうのではないかとという危惧もある。現段階では、どちらに進むのか予測はできない。おそらくポストコロナでは、どちらも起きるのではないかと考えざるを得ない部分もある。最後の章では、コロナ禍における無形の民俗文化財に関して、問題は何処にあるのかということを考えてみたい。

### 3. 問題の所在

まずは文化財のカテゴリーにおいて、「無形民俗文化財」というジャンルは、何に価値を見出すのかを確認し、それがコロナ禍によって悪影響を被る場合、何をすべきかということから考えてみたい。能や歌舞伎など、民俗ではない「無形文化財」カテゴリーの場合には、他の有形文化財同様に、存在そのものに歴史的あるいは芸術的な価値を認める前提がある。「各個認定」「総合認定」「保持団体認定」とでその性格は若干異なるものの、歴史または芸術的な価値を認め、それを維持しようとするのが文化財保護の理念と考えることができる。

一方の民俗文化財は、あくまでも「人々の生活の推移を示すもの」という漠然とした価値である。しかし実際には、例えば民俗芸能であれば、民俗芸能研究者が指定に関わり、主に歴史的価値によって指定が為されてきた。つまり、やはり無形文化財同様に歴史的価値が指標とされてきたわけである（無形文化財と異なる点は、芸術的価値は指標にならない）。しかし世界的にみれば、こうした価値観は異質になりつつあり、ユネスコの無形文化遺産保護施策の中では、歴史的な正当性よりも多様性が重視されるようになっていた<sup>7)</sup>。

そうした問題意識は、国内でも薄々気づき始めていた。特に東日本大震災の後、祭りや民俗芸能が文化財指定の有無に関わらず地域復興の原動力になるということを知り、歴史的価値を絶対視しない指向が強まる傾向が生まれてきた。そして東京文化財研究所もまた震災以降そうし



た方向性を後押しするような立場で発信を行ってきている。「無形民俗文化財研究協議会」でいえば、平成26年（2014）の「地域アイデンティティと民俗芸能—移住・移転と無形文化遺産」では、地域アイデンティティという価値観を検証した。翌平成27年（2015）の「ひらかれる無形文化遺産—魅力の発信と外からの力」では、伝承地域のみならず、外部の力が必要とされるということをテーマにしている。どちらも対象とする無形民俗文化財の歴史的意義ではなく、それがあつて地域の人々が活力を得られる、地域の力になる、精神的なバックボーンになり得るといった新たな価値観の表出に繋がるテーマであった。

こうした方向性は、文化財指定そのものにも現れてきている。特に令和2年（2020）に国の重要無形民俗文化財の指定を受けた「因幡・但馬の麒麟獅子舞」は、鳥取・兵庫県の一部地域に伝承される百以上もの麒麟獅子舞が一括で指定されるという斬新なものであった。それ以前にも複数団体をまとめて指定というケースも見られるが、これほど多くの伝承団体を一度に指定というのは初めてであった。このように多くの同種の芸能が存在する場合、いずれかに限定して指定をするということは現実的には難しい故の方策ではあろうが、それでも結果的には歴史的意義だけに拘ることなく、地域の伝承が総じて保護の対象に認識されたことになる<sup>8)</sup>。

さてこうした状況を踏まえつつ、コロナ禍の対策について考えたい。もしそれが歴史的価値（あるいは芸術的価値）を評価するものであったら、まずは伝承が途絶えないよう興行の継続支援、演者への助成、伝授・教育に関する支援、そして伝承を間接的に支える楽器や道具製作者等への継承支援が必要とされよう。平時であれば、興行や伝授・教育を中心とした経済システムが成立するが故に伝承も成り立つわけであり、その部分のコロナ禍による崩壊をくい止めなくてはならない。

しかしながら民俗行事には、そもそもそうした経済システムがあるわけではなく、伝承は伝承者の信仰的・社会的義務感、あるいは娯楽性の中で成り立ってきた。伝承を支えていたのは、地域社会内部でのボランティア的な努力であったという言い方もできよう（信仰までボランティアということには躊躇があるが）。もちろん「観光」という経済システムの中に組み込まれることも、往々にしてあるが、これはまた地域経済の問題として別途論じなければならない。

こうした視点に立てば、コロナ禍によって民俗行事が受けている影響というのは、伝承のための経済システムの崩壊ではなく、長いこと地域の中で育まれてきた信仰や娯楽の否定、多様性の否定にほかならない。伝承に対する義務感が、感染防止という異なる義務感に置換されているという言い方もできる。地域の人々が活力を得るといった価値観の根源的な部分が否定される状況にあることが、無形民俗文化財の危機であり、すなわち地域社会の大きな危機にあることを認識しなければならない。

とはいえ、対策として何ができるのかという命題は、コロナ禍の先行きが不透明な現在、誰も解決策を見出せない状況ではある。それでも第一章で述べたように、地域で民俗行事の開催に向けて強い意志がある場合には、それを後押しするような世論の形成も必要であろう。さらにコロナ禍での人々の精神的不安が問題視される中、民俗行事が地域社会の健全性維持に効果があることはアピールすべきである。そして例えば新たなコンテンツとして発信することで、伝承者のみならず多くの人々に関心を抱いてもらえるような、コロナ禍だからこそ効果ができる取り組みも推進すべきであり、そうした様々な支援を考えていくべきであろう。加えて、そうした支援を考えることができる人材の育成

も、早急に必要とされている。

### 《注》

- 1) 『日本三代実録』貞観5年(863)の記事に「咳逆」と書かれているのがインフルエンザだとされる。江戸時代には「お駒かぜ」「谷風」「琉球風」といった呼称も見られる。
- 2) 矢田直樹「無形文化遺産における新型コロナウイルスの影響―滋賀県の事例―」(『第15回無形民俗文化財研究協議会報告』所収)
- 3) この大会に筆者は実行委員として関わっていた。令和2年(2020)度での実施にあたって、参加者全員にPCR検査を行うべきかどうかという検討が為された際の、筆者の見解を参考までに挙げておく。筆者は全員のPCR検査は必要ないとする意見で、理由として以下の3点を挙げた。
  - ① 日本感染症学会では「有病率が低い無症状者を対象に検査を実施する場合には、結果の解釈に注意が必要である」とし、8月4日に「無症状者に対するSARS-CoV-2検査での注意点」を公表。「抗体検査については、無症状者病原体保有者でのデータがなく、疫学調査目的以外で無症状者に対する抗体検査の実施は推奨されない」としている。仮に検査で陰性となった場合でも、「検体に遺伝子検査で検出できるコピー数のSARS-CoV-2が含まれていなかった」ことを意味し、陰性でもSARS-CoV-2感染を否定できるわけではなく、感染初期で今後発症する可能性がある。
  - ② 「劇場、音楽堂等における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」(令和2年5月14日公益社団法人全国公立文化施設協会)、「舞台芸術公演における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」(令和2年6月30日緊急事態舞台芸術ネットワーク)、「事業者向け東京都感染拡大防止ガイドブック『新しい日常』の定着に向けて―〈劇場・音堂等編〉」(令和2年9月7日更新/東京都)のいずれにもPCR検査の必要性は挙げられていない。
  - ③ 歌舞伎のように長期間公演を行う団体は、全員PCR検査を行っている例も見られる。しかし松竹歌舞伎の場合、それでも微熱症状が出たために、改めて検査を行っている。つまり検査のタイミングによって、検査後に発症する場合もある。文楽公演では、微熱が確認されてからPCR検査を実施。宝塚では検温と体調確認のみ行い、体調に変化があったときのみPCR検査という体制を取っていたが、陽性者が出たことから定期的なPCR検査の実施を始めた。劇団四季では、毎日の検温を基本として、俳優は1か月に1回のPCR検査を行っている。つまりロングラン公演をする劇団でさえ、検温等を基本として、発熱時に実施、あるいは定期的とはいえ1か月ごとなど期間が長い。したがって、僅か1〜2日程度の単発公演であればPCR検査の必要度は低い。ただし精神的な安心感という効用は得られる。
 

こうした見解に加え、PCR検査の実施が、各地で民俗芸能公演が再開される際の足かせにならないことまで考える必要がある。ただし令和2年の年末時点ではPCR検査も安価で行えるようになってきており、場合によっては安心感という効用のために行うケースも想定できる。今後はワクチンについても、考慮すべき条件になることも考えられる。
- 4) 各地区の状況については、徳島県教育委員会による調査を参照させていただいた。
- 5) 九州沖縄大会についての経緯や対策については、鈴木昂太「無形民俗文化財とコロナ禍」(『第15

回無形民俗文化財研究協議会報告』所収)の中で報告されている。

- 6) オンラインを用いた民俗芸能の練習や配信などについては、中川あゆみ「東京讃岐獅子舞のオンライン活用」(『第15回無形民俗文化財研究協議会報告』所収)に詳しく述べられている。
- 7) 無形文化遺産をめぐる世界と日本との考え方の乖離については、俵木悟氏が『文化財／文化遺産としての民俗芸能—無形文化遺産時代の研究と保護』において詳しく論じている。
- 8) 麒麟獅子のネットワーク化については、原島知子「麒麟獅子舞の保存伝承に向けた新たな取り組みについて」(『第13回無形民俗文化財研究協議会報告書』所収)に詳しく述べられている。

---

久保田裕道 (東京文化財研究所 無形文化遺産部)

## Present Condition of Folk Cultural Properties in the Midst of Covid-19 and Their Issues

KUBOTA Hiromichi

The present paper discusses the influence Covid-19 has had on the intangible folk cultural properties of Japan with focus on case studies from 2020. First, it is noted that many folk events are held in the hope of appeasing infectious diseases. For example, the lion dance in Hakone, Kanagawa Prefecture, was started as an event to ward off contagious diseases that occurred frequently from the last half of the 19<sup>th</sup> century to the first half of the 20<sup>th</sup> century. Social relevance of this type of folk events should be shared by many people.

Next, impact such as cancellation and postponement of folk events and measures like video delivery that were taken in 2020 are discussed in the section on the condition of intangible folk cultural properties in the midst of Covid-19. In this situation, much criticism has been voiced even about folk events that were held in order to pray for the end of infection. Such a trend connects to a questioning and negation of values associated with these folk events.

Finally, the problems related with intangible folk properties in the midst of Covid-19 are discussed. Intangible folk properties are one of the categories of intangible cultural heritage unique to Japan. It is different from traditional performing arts performed by professionals in that it is cultural properties of the “people.” It is rooted in the faith, society, entertainment and other aspects of a given region. But the influence of Covid-19, by negating their values, brings about a great risk to the regional society.